伊丹市告示第１５９号

介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の廃止について

介護保険法施行規則第１４０条の６２の３第２項第６号の規定に基づき介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者から事業の廃止の届出があったので、伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱第１５条第１項第２号の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年１１月２日

伊丹市長　中　田　慎　也

１　第１号通所事業者

（１）事業者の名称	株式会社オフィスヒューマン
（２）事業所の名称	デイサービスこもれび
（３）事業所の所在地	兵庫県伊丹市南野３丁目７－５－１０２
（４）廃止年月日	令和８年１０月３１日
（５）第１号事業の種類	従前相当通所型サービス